

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

**建築物衛生管理業 登録のしおり**

**2026年6月**  
(改訂)

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

## 1 建築物衛生管理業の登録制度について

建築物の衛生的環境を確保するためには、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者が、適切にその業務を遂行するように資質の向上を図っていくことが重要であるという観点から、昭和 55 年の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「法」という。)の改正により、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者について、物的、人的基準を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができるという制度が設けられました。

法では、建築物の環境衛生面での管理を業として営んでいるものであって、その設備機器及び従事者等が一定の基準に適合するものは、事業の種別及び営業所ごとに知事の登録を受けることができるとされています。(法第 12 条の 2)

※登録を受けた者以外の者は、登録を受けた旨の表示をすることはできませんが、その業務を行うことについては何ら制限を加えるものではありません。

### (1) 登録を受けるための一定の基準とは

法施行規則第 25 条から第 30 条に定める登録基準で、これを満たすことが必要です。

この登録基準は、

ア 機械器具その他の設備に関する基準(物的要件)

イ 事業に従事する者の資格に関する基準(人的要件)

ウ 「その他の事項」に関する基準(その他の要件)により定められています。

### (2) 登録業種と登録手数料

登録業種は 8 業種で登録申請時に次の手数料が必要です。

業種	手数料
① 建築物清掃業	3 万 5 千円
② 建築物空気環境測定業	
③ 建築物空気調和用ダクト清掃業	
④ 建築物飲料水水質検査業	
⑤ 建築物飲料水貯水槽清掃業	
⑥ 建築物排水管清掃業	
⑦ 建築物ねずみ昆虫等防除業	
⑧ 建築物環境衛生総合管理業	4 万 5 千円

### (3) 登録の有効期間

登録の有効期間は 6 年です。登録期間満了後、引き続き登録する場合は、新たに登録申請の手続きが必要です。申請時期の目安は満了の 60 日から 30 日前です。

再登録の際、人的要件に係る資格要件に該当する者は、資格有効期間内に厚生労働大臣登録の再講習を受講しておく必要があります。

### (4) 登録申請書等の配布

登録申請窓口で配布していますが、大阪府インターネットホームページからも印刷することができます。(4 に記載する各種届出様式についても同様です。)

参照 <https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=169>

### (5) 事業に係る表示

登録後、登録を受けた者は、それぞれの事業ごとに次の表示ができます。

① 登録建築物清掃業

⑤ 登録建築物飲料水貯水槽清掃業

② 登録建築物空気環境測定業

⑥ 登録建築物排水管清掃業

③ 登録建築物空気調和用ダクト清掃業

⑦ 登録建築物ねずみ昆虫等防除業

④ 登録建築物飲料水水質検査業

⑧ 登録建築物環境衛生総合管理業

### (6) 登録の取消し

登録を受けた営業所が法に規定する基準に適合しなくなったときは、その登録を取り消すことができます。(法第 12 条の 4) 登録の基準に適合しなくなったときは、機械器具その他の設備または、その事業に従事する者の資格が登録の基準に適合しなくなったときをいいます。

(7) 登録表示の制限

登録を受けた者以外は(5)の表示又はこれに類する表示をしてはなりません。

これに違反した場合の罰則

・法第12条の10

何人も、第12条の2第1項各号に掲げる事業につき同項の登録を受けないで、当該事業に係る営業所につき第12条の3に規定する表示又はこれに類する表示をしてはならない。

・法第18条

次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

・同条第3号

法第12条の10の規定に違反した者。

2 登録の手続きについて

登録申請書の提出

申請者は必要な書類に手数料を添えて、営業所所在地を所管する保健所へ申請して下さい。

	ア 大阪府保健所(池田、茨木、守口、四條畷、藤井寺、富田林、和泉、岸和田、泉佐野保健所)が所管する市町村に営業所のある方 ※8参照	イ 保健所設置市(大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市)に営業所のある方 ※9参照
手続き方法	1 窓口持参 2 電子申請※1	1 窓口持参 2 電子申請(八尾市) ※2 3 メール(八尾市以外) ※3
登録申請書(様式4号)	【窓口持参の場合】正本1部 写し1部 提出※4	
手数料納付方法	1 窓口持参 現金、クレジットカード、電子マネー、各種コード決済による納付。ただし、金融機関、POSレジ、コンビニでの納付も可※5 2 電子申請 クレジットカード、コード決済(PayPayのみ)	金融機関、POSレジ、コンビニ※5
納付済証の提出方法 ※6	1 窓口持参 金融機関、POSレジ、コンビニでの納付の場合のみ、納付済証を申請書に貼付して提出 2 電子申請 オンラインシステム内で決済するため、納付済証の提出不要	1 窓口持参 納付済証を申請書に貼付して提出 2 電子申請(八尾市) 納付済証を貼付した申請書を電子申請システムへアップロードし、原本は現場検査の際に提出 3 メール(八尾市以外) 納付済証を貼付した申請書をメールで送付し、原本は現場検査の際に提出
登録証明書の受取方法	申請書提出窓口又は郵送※7	
登録申請書提出先	営業所所在地を所管する各府保健所※8	営業所所在地を所管する各市保健所※9
監督者等名簿	有資格者であることを証する書類の写しを添付 (有資格者であることを証する書類に建築物環境衛生管理技術者のデジタル資格者証は含まれません。)	
研修実施状況又は研修計画	建築物清掃業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業	
作業実施方法等	8業種全てに必要	
設備機器名簿	種別ごとに機器を特定できるよう型式を記入	
検査室、保管庫の図面	飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業	

※1 電子申請

大阪府保健所(池田、茨木、守口、四條畷、藤井寺、富田林、和泉、岸和田、泉佐野保健所)が所管する市町村に営業所のある方は、電子申請(大阪府行政オンラインシステム)による手続きが可能です。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

《電子申請(大阪府行政オンラインシステム)の際の留意事項》

- ・電子申請は、登録申請のほかに変更届出や登録証明書書換え交付申請等すべての申請届出において可能です。
- ・受付印を押印した申請書等の控えはお渡しできません。
- ・アップロードいただく申請書は、ワードファイルの他に、手書きしたものをスキャンした画像ファイルでも構いません。
- ・申請を行う前に、「大阪府行政オンラインシステム」の利用者登録をする必要があります。個人と事業者のどちらで登録を行っても、申請に関する手続には影響ありません。

※2 八尾市内に営業所のある方は、八尾市電子申請システムによる手続きが可能です。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/portal/home>

《電子申請（八尾市電子申請システム）の際の留意事項》

- ・電子申請は、登録申請のほかに変更届出や登録証明書書換え交付申請等すべての申請届出において可能です。
- ・受付印を押印した申請書等の控えはお渡しできません。
- ・アップロードいただく申請書は、ワードファイルの他に、手書きしたものをスキャンした画像ファイルでも構いません。
- ・申請を行う前に、「八尾市電子申請システム」の利用者登録をする必要があります。個人と事業者のどちらで登録を行っても、申請に関する手続きには影響ありません。

※3 メールによる申請送付

大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・寝屋川市・東大阪市内に営業所のある方は、メールで申請書等を送付することにより登録の手続きが可能です。

堺市保健所メールアドレス：[seiei@city.sakai.lg.jp](mailto:seiei@city.sakai.lg.jp)

堺市保健所以外のメールアドレスは各市保健所へ電話でお問い合わせください。

《メールでの申請の際の留意事項》

- ・メールでの申請は、登録申請のほかに変更届出や登録証明書書換え交付申請等すべての申請届出において可能です。
- ・メール本文に、申請等についての担当者氏名、連絡先電話番号を記載してください。
- ・申請書及び必要書類をメールで送付してください。送付いただく申請書等は、ワードファイルの他に、手書きしたものをスキャンした画像ファイルでも構いません。
- ・大阪府ホームページにある「現場検査連絡票」も申請書等と併せて送付してください。
- ・受付印を押印した申請書等の控えはお渡しできません。

※4 申請者において、登録申請書の控えが必要な場合は、提出書類である正本1部、写し1部とは別に、控えのための写しを1部窓口へ持参して下さい。

※5 手数料の納付方法は以下のとおりです。

①納付書を使用しての府指定金融機関等での納付

②連絡票を使用しての府庁舎（府庁本館、府庁別館、咲洲庁舎）に設置する手数料納付窓口（POSレジ）での納付

③大阪府コンビニ納付サービスを使用してのコンビニでの納付【別途取扱手数料（198円（税込）/1件）が必要】

また、各種納付方法の詳細については、大阪府ホームページをご参照ください。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/tokuteikentiku/tesuryo\\_nofu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyoeisei/tokuteikentiku/tesuryo_nofu.html)

※6 セブンイレブン、デイリーヤマザキ、セイコーマートでの納付では、領収書（本人様控え）をコピーし、申請書の貼付欄にコピーした物を貼付の上、所管保健所に提出してください。

※7 登録証明書を郵送にて受け取りを希望される場合は、レターパックプラスに受取先の住所、担当者名及び電話番号を記入しご提供ください。

※8 大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市以外の市町村所管保健所

保健所名	所在地	電話	所管する市町村
池田保健所 衛生課	〒563-0041 池田市満寿美町3-19	072-751-3195	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所 生活衛生室衛生課	〒567-0813 茨木市大住町8-11	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所 衛生課	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 (守口市役所内)	06-6993-3134	守口市、門真市
四條畷保健所 衛生課	〒575-0034 四條畷市江瀬美町1-16	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所 生活衛生室衛生課	〒584-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36	072-952-6165	柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所 衛生課	〒584-0031 富田林市寿町3-1-35	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所 衛生課	〒594-0071 和泉市府中町6-12-3	0725-41-1382	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所 衛生課	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-1	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所 生活衛生室衛生課	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7982	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、 田尻町、岬町

※9 大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市保健所

市名	担当課	所在地	代表電話
大阪市	大阪市保健所 環境衛生監視課	〒541-0055 大阪市中央区船場中央 1-3-2-224 船場センタービル2号館 2階	06-6647-0776
堺市	堺市保健所 生活衛生課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 市役所本館6階	072-222-9940
豊中市	豊中市保健所 保健安全課	〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7321
吹田市	吹田市保健所 衛生管理課	〒564-0072 吹田市出口町19-3	06-6339-2226
高槻市	高槻市保健所 保健衛生課	〒569-0052 高槻市城東町5-7	072-661-9331
枚方市	枚方市保健所 保健衛生課	〒573-1197 枚方市禁野本町2-13-13	072-807-7624
八尾市	八尾市保健所 保健衛生課	〒581-0006 八尾市清水町1-2-5	072-994-6643
寝屋川市	寝屋川市保健所 保健衛生課	〒572-8533 寝屋川市池田西町28-22	072-829-7721
東大阪市	東大阪市保健所 環境薬務課	〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-500 希来里施設棟5階	072-960-3804

大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・寝屋川市・東大阪市内に営業所のある方は、メールによる手続きが可能です。メールアドレスは各市保健所へ電話でお問い合わせください。(堺市保健所除く)

堺市保健所メールアドレス: [seiei@city.sakai.lg.jp](mailto:seiei@city.sakai.lg.jp)

### 3 登録申請に必要な要件

業種	人的要件	作業従事者の研修要件
1号 建築物清掃業	清掃作業監督者 清掃作業監督者の講習会を修了した者 《清掃作業監督者講習会の受講要件》 次の(1)～(3)のいずれかの者であること (現在、(2)の制度はありません。) (1) ビルクリーニング技能検定合格者 (等級の区分が一級のものに限る) (2) ビルクリーニング技能審査合格者 (3) 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	清掃作業従事者の研修 (1) 新規登録 社内研修又は登録団体研修の受講計画の提出 (2) 再登録 社内研修又は登録団体研修を受講していること
2号 建築物空気環境測定業	空気環境測定実施者 次の(1)～(2)のいずれかの者 (1) 空気環境測定実施者講習会を修了した者 (2) 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者 ※建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者が、 <b>再登録時に引き続き実施者となる場合は、再講習会を修了しておくこと</b>	
3号 建築物空気調和用ダクト清掃業	ダクト清掃作業監督者 次の(1)～(2)のいずれかの者 (1) ダクト清掃作業監督者講習会を修了した者 (2) 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者 ※建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者が、 <b>再登録時に引き続き監督者となる場合は、再講習会を修了しておくこと</b>	ダクト清掃作業従事者の研修 (1) 新規登録 社内研修又は登録団体研修の受講計画の提出 (2) 再登録 社内研修又は登録団体研修を受講していること
4号 建築物飲料水水質検査業	水質検査実施者 次の(1)～(5)のいずれかの者 (1) 学校教育法に基づく大学等において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業後、1年以上の実務経験 (2) 衛生検査技師又は臨床検査技師であり、1年以上の実務経験 (3) 短大又は高専で生物学若しくは工業化学等の課程卒業後、2年以上の実務経験 (4) 大学、短大又は高専以外の学校で所要の課程を修めて卒業後、所要の実務経験 (5) 技術士(技術士法第2条に規定する者) ＜技術士法(昭和58年4月27日法律第25号)第2条＞ この法律において「技術士」とは、第32条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画・研究・設計・分析・試験・評価又はこれらに関する指導の業務を行う者	
5号 建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者 次の(1)～(2)のいずれかの者 (1) 貯水槽清掃作業監督者講習会を修了した者 (2) 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者 ※建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者が、 <b>再登録時に引き続き監督者となる場合は、再講習会を修了しておくこと</b>	貯水槽清掃作業従事者の研修 (1) 新規登録 社内研修又は登録団体研修の受講計画の提出 (2) 再登録 社内研修又は登録団体研修を受講していること
6号 建築物排水管清掃業	排水管清掃作業監督者 次の(1)～(2)のいずれかの者 (1) 排水管清掃作業監督者講習会を修了した者 (2) 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者 ※建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者が、 <b>再登録時に引き続き監督者となる場合は、再講習会を修了しておくこと</b>	排水管清掃作業従事者の研修 (1) 新規登録 社内研修又は登録団体研修の受講計画の提出 (2) 再登録 社内研修又は登録団体研修を受講していること
7号 建築物ねずみ昆虫等防除業	防除作業監督者 防除作業監督者講習会を修了した者	防除作業従事者の研修 (1) 新規登録 社内研修又は登録団体研修の受講計画の提出 (2) 再登録 社内研修又は登録団体研修を受講していること
8号 建築物環境衛生総合管理業	統括管理者 統括管理者講習会を修了した者 《統括管理者講習会の受講要件》 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者 ----- 清掃作業監督者 建築物清掃業の項に同じ ----- 空気環境測定実施者 建築物空気環境測定業の項に同じ ----- 空調給排水管理監督者 空調給排水管理監督者講習会を修了した者 《空調給排水管理監督者講習会の受講要件》 (1) ビル設備管理技能検定合格者 (2) 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	清掃作業従事者・空調給排水管理従事者の研修 (1) 新規登録 社内研修又は登録団体研修の受講計画の提出 (2) 再登録 社内研修又は登録団体研修を受講していること

★同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録は受けることはできません。また監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者とを兼務することはできませんのでご注意ください。

物的要件	その他の要件	業種
(1) 次の機械器具を有すること ア 真空掃除機 イ 床みがき機	清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること	1号 建築物 清掃業
(1) 次の機械器具を有すること ア グラスファイバーろ紙を装着して相対沈降径がおおむね10 $\mu$ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器 イ 検知管方式による一酸化炭素検定器 ウ 検知管方式による二酸化炭素検定器 エ 0.5度目盛の温度計 オ 0.5度目盛の乾湿球湿度計 カ 0.2m 毎秒以上の気流を測定できる風速計等	空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること	2号 建築物空 気環境測 定業
(1) 次の機械器具を有すること ア 電気ドリル及びシャー又はニブラ イ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る） ウ 電子天びん又は化学天びん エ コンプレッサー オ 集じん機 カ 真空掃除機	空調用ダクトの清掃作業及び空調用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること	3号 建築物空 気調和用 ダクト清 掃業
(1) 次の機械器具を有すること ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 イ フレームレス原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 ウ イオンクロマトグラフ エ 乾燥器 オ 全有機炭素定量装置 カ pH計 キ 分光光度計又は光電光度計 ク ガスクロマトグラフ質量分析計 ケ 電子天びん又は化学天びん (2) 水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること	水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること	4号 建築物飲 料水水質 検査業
(1) 次の機械器具を有すること ア 揚水ポンプ エ 換気ファン イ 高圧洗浄機 オ 防水型照明器具 ウ 残水処理機 カ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器 (2) 機械器具を適切に保管できる専用の保管庫を有すること ※施錠できるものであること	飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること	5号 建築物飲 料水貯水 槽清掃業
(1) 次の機械器具を有すること ア 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る） イ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル ウ ワイヤ式管清掃機 エ 空圧式管清掃機（圧縮空気を放出するもの） オ 排水ポンプ (2) 機械器具を適切に保管できる専用の保管庫を有すること ※施錠できるものであること	排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること	6号 建築物排 水管清掃 業
(1) 次の機械器具を有すること ア 照明用具、調査用トラップ及び実体顕微鏡 イ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器 ウ 噴霧機及び散粉機 エ 真空掃除機 オ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器 (2) 機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管できる専用の保管庫を有すること ※施錠できるものであること	ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること	7号 建築物ね ずみ昆虫 等防除業
(1) 次の機械器具を有すること ア 真空掃除機 イ 床みがき機 ウ 空気環境測定業における測定器及び器具 エ 残留塩素測定器	清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること	8号 建築物環 境衛生総 合管理業

★機械器具その他の設備は、原則として所有していなければなりません。なお、借入の場合は、登録事業者が登録の有効期間において長期的、恒常的に占有していることを証明する貸出証明書の添付が必要です。

★その他の要件として、作業の方法および作業を行うための機械器具その他の設備の維持管理の方法が「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合している必要があります。

#### 4 登録の変更届出・廃止届出・書換え・再交付申請について

登録を受けた者は、次の(1)(2)に該当するときは、当該事項が発生した日から**30日以内**に、その旨を知事に届出なければなりません。また、登録証明書の内容に変更が生じた場合や紛失した場合は(3)又は(4)登録証明書の書き換え交付又は再交付を受けることができます。

	(1) 変更届	(2) 廃止届	(3) 書換え交付申請	(4) 再交付申請
届出書	・変更届出書※10 (様式5号)	・事業廃止届出書 (様式6号) ・登録証明書※11	・書換え交付申請書 (様式7号) ・登録証明書※11	・再交付申請書 (様式8号) ・登録証明書※11
提出部数	【窓口持参の場合】 正本1部 写し1部			
届出期間	<b>30日以内</b>	<b>30日以内</b>	—	
届出先	営業所のある地域を所管する保健所※12			
届出方法	1 窓口持参 2 電子申請 (大阪府保健所、八尾市) 2ページ※1、3ページ※2参照 3 メール (八尾市除く保健所設置市) 3ページの※3参照			

#### ※10 変更届出が必要な場合と必要な添付書類

変更事項	添付書類等
(ア) 事業者名、事業者の住所、営業所名、営業所の所在地、代表者氏名、代表者の住所、営業所の責任者の氏名	営業所が移転した場合は、付近見取り図 (ウ)、(エ)の変更事項についても併せて添付すること ■登録証明書の記載事項に変更があった場合は、(3)登録証明書の書換え交付申請ができます。 ■法人で変更がある際は、その継続性を履歴事項全部証明書等で確認する場合もあります。
(イ) 登録の基準に係る主要な機械器具等	機器の名称、型式、数量、購入年月日を記載した書類
(ウ) 飲料水水質検査業における水質検査室	設置場所、構造及び機器の配置を明らかにする図面
(エ) 飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業における保管庫	設置場所、構造及び保管状態を明らかにする図面
(オ) 各種監督者、実施者及び統括管理者	有資格者であることを証する書類の写し (有資格者であることを証する書類に建築物環境衛生管理技術者のデジタル資格者証は含まれません。)
(カ) 設備の維持管理の方法等	作業手順又は機械器具の維持管理方法を明らかにした書類

☆同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等とする登録は受けることはできません。また監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者とを兼務することはできませんのでご注意ください。

※11 登録証明書を紛失している場合は、亡失申立書が必要になります。

電子申請、メールでの申請の場合は、登録証明書の郵送または窓口への持参が必要です。営業所の所在地により手続き方法が変わります。詳細は、「2 登録の手続きについて」をご参照ください。

※12 営業所の移転により所管保健所が変わる場合は、移転先の地域を所管する保健所で手続きを行ってください。

## 5 各種問い合わせ先

### (1) 各種資格等について

資格取得講習会等には、学歴、実務経験等が必要となるものがありますので、詳細につきましては、各窓口にご確認ください。

なお、清掃作業従事者研修、ダクト清掃作業従事者研修、貯水槽清掃作業従事者研修、排水管清掃作業従事者研修、防除作業従事者研修については、関係保健所、環境衛生課へお問い合わせください。

資格・研修等		実施機関等
監督者等（再）講習会		公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター関西支部 豊中市新千里東町 1-4-1 阪急千里中央ビル 9 階 電話 06-6836-6605
		公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 12 番 5 号 ビルメンテナンス会館 5 階 電話 03-3805-7560 *清掃作業監督者講習会のみ
		一般社団法人 大阪府ペストコントロール協会 大阪市中央区常盤町 2-1-15 電話 06-6942-1891 *防除作業監督者講習会のみ
ビルクリーニング技能検定		公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 12 番 5 号 ビルメンテナンス会館 5 階 電話 03-3805-7560
建築物環境衛生管理技術者	国家試験	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 7 階 743 区 電話 03-3214-4620
	講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター関西支部 豊中市新千里東町 1-4-1 阪急千里中央ビル 9 階 電話 06-6836-6605
その他	技術士（技術士法第 2 条に規定する技術士）	公益社団法人 日本技術士会 近畿本部 大阪市西区靱本町 1-9-15 近畿富山会館ビル 2 階 電話 06-6444-3722

### (2) 登録制度について

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課 衛生指導グループ 事業指導  
大阪市中央区大手前 3-2-12 別館 2 階  
電話 06-6944-9180